

## 給与勧告にあたっての人事委員会委員長談話

- 1 本日、本委員会は、議長と知事に対して、職員の給与等に関する「報告」を行い、併せて給与の改定について「勧告」をいたしました。
- 2 本委員会が本年4月における県内民間給与および職員の給与を調査したところ、引き続き厳しい経済・雇用情勢を受けて、職員の給与が民間給与を上回っていることが明らかになりました。こうした状況等を踏まえた上で、本委員会がとるべき措置について様々な角度から検討した結果、給料月額を引き下げるとともに、配偶者に係る扶養手当の引下げ等を行うこととしました。ポ・ナスについても昨年に引き続き0.05月分引下げを行い、これにより職員の年間給与は4年連続で減少するという厳しい内容となっています。
- 3 本委員会の「勧告」は労働基本権制約の代償措置であり、社会一般の情勢及び国や他の地方公共団体の動向を踏まえ職員の給与その他の勤務条件を適切に決定することを基本としております。

このようにして適切な給与水準が定められることが、行政運営の安定に資するものであり、県民の理解を得る上でも重要であると考えております。

そのため、議長及び知事に対し、勧告制度の意義や役割に深い理解を示され「勧告」の速やかな実施と「報告」の早急な対応を要請したところです。
- 4 県民各位におかれましては、本委員会が行う「勧告」の意義と職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深いご理解をいただきますようお願いいたします。
- 5 職員の皆さんには、4年連続で年間給与が減少するという厳しい内容の「勧告」となりましたが、これは民間の厳しい社会経済状況を的確に反映したものであることを厳粛に受け止め、改めて、各人が全体の奉仕者であることを深く認識するとともに、公務能率と行政サービスの向上に努め、高い倫理観・使命感を持って、県民の期待にこたえるべく、一層職務に精励されるよう要望します。

平成14年10月7日

島根県人事委員会

委員長 吉岡 瑩